

第3回小郡市協働のまちづくり会議 要録

日時：平成28年9月2日（金） 13時30分～16時00分

会場：小郡市役所 北別館2階 大会議室

次第：1. 委員長あいさつ

2. 議題

(1) 小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について

①修正意見に対する条例案の修正対応状況

②小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について

3. その他

【開会】	
1. 委員長あいさつ	
2. 議題	
(1) 小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について	
①修正意見に対する条例案の修正対応状況	
事務局	修正意見に対する条例案の修正対応状況 (事務局より説明)
②小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について	
委員	行政区・区という表現が、条例の中には出てきていないが、地域コミュニティという言葉に含まれていると考えていいのか。
事務局	はい。
委員	それは理解したが、第6条に「地域コミュニティ及びまちづくり協議会との情報共有に努めなければならない。」とされている。協働のまちづくり推進連絡会議においては、区長会とまちづくり協議会が互いの情報を共有する機関を常設することを要望しているが、そのことを言っているのか。 また、「地域コミュニティ」に行政区が含まれているとわかるようにしないと理解できない人もいるのでないか。
事務局	「地域コミュニティ」という言葉については、わかりやすい言葉を検討する中で、他市の条例も参考にして選んでいる。現在進めている協働のまちづくり協議会については、校区を単位としているが、その校区を構成しているのは行政区だと考えている。その中で、まちづくりは協働のまちづくり協議会だけではなく、それを構成している行政区とも意見交換をしていきながら、一緒に進めてほしいと考えていることから、第6条に情報の共有について表記している。第2条の用語の定義においては、地域コミュニティを地縁に基

	づいて組織された団体と定義している。これを自治会等と表現することはできるが、そのほかにも老人会や子ども会などが含まれるため、自治会と限定するのは難しいと考えている。
委員	現実には、老人会や子ども会は、行政区の組織の一部として位置付けられており、区からそれぞれの事業に対して助成金の交付や支援を行っている。住民は地縁に基づいて組織されているとは思っていないのではないか。
事務局	行政区という表現が市民にとって一番わかりやすいが、行政区という言葉は、市が行政委嘱事務を依頼している範囲を示すもので、本来であれば自治会という言葉を使いたい。 しかし、小郡市民にとってはなじみがないということで、「地域コミュニティ」という表現にしている。
委員	行政委嘱事務制度を残すということになった段階で、条例で触れないということとはできないのではないか。
事務局	「地域コミュニティ」の用語の定義がわかりやすいよう検討したい。
委員	区長は行政から事務を委嘱されている一方で、自治会を運営する村長（むらおさ）の役目を務めている。区長の役割としては2種類あるのではないかなと思う。
事務局	本来ならば、区長の役割については、行政からの委嘱事務と自治会の長としての役割と色分けができてはいるはず。 しかし、行政側が行政委嘱事務制度に基づいて、区長に業務を依頼してきた経過の中で、本来は自治会の長として依頼すべき案件も、行政委嘱事務と整理をせずに依頼している状況となっているため、現在整理を行っている。 ただし、当面は行政委嘱事務制度を廃止して自治会制度に移行することはないということが現状。
委員	この条例は、市民の責務を法的に位置付けるものとして作るものだとして認識しており、市民のみなさんがわかるように作っていく必要がある。事務局から説明があったように、用語の使い方に制約があるのならば、条例の解説の中で具体的に標記することはできないか。
事務局	解説文の中で表記することは可能だが、行政区とするか自治会とするか表現に関しては検討が必要となる。
委員	仮に自治会制度に移行したとしても、これまでの歴史から従来どおり区長が中心となって地域をまとめていくことになっていくことは変わらないと思う。 これまでも行政区内の行事や取組を徹底する際は、区長中心にやっていたため、他の役員を含め住民のみなさんの意識は変わら

	ないと思う。 協働のまちづくり協議会を自主団体として位置付けていくには、行政委嘱事務制度を廃止しないことには全体の意識は変わらないと思う。 しかし、行政委嘱事務制度を残すということに決まったのならば、条文の中ないし解説文の中で、行政区に関しての説明をしっかりとしないと、まちづくり協議会のぶら下りの組織という認識が変わらないと思う。
委員	どんなに条例や解説文を読んでも、「地域コミュニティ」が行政区と結びつかない。小郡市が行政委嘱事務制度とまちづくり協議会を併存させていくことを決めたのだから、どうしたらうまくいくのかを考えるのが先ではないか。
委員	筑紫野市の場合は、1つの行政区の中に複数の自治会がある地域があるが、小郡市内はどういう状況か。
委員	味坂校区には行政区は7つしかないが、14の自治公民館が設置されており、それぞれに自治会が組織されている。
委員	私が住んでいる横隈区は、昔からの住民が住んでいる地域と、新たに団地となった地域がある。新しい団地の地域では、独自で自治会が組織され、自治会長も置かれている。横隈区としては区長は一人だが、そういう状況がある。
委員	市役所に対する顔は区長で、行政区内で回覧板を回す際は、自治会長としている人がいる。私たちからすれば珍しいと感じられる。
委員	小郡市は61の行政区があって、それ以上の自治公民館が存在している。もともと小字制から大字制の行政区に移行した時にそのままになっているためである。 味坂校区の行政区の中には、1行政区で4つの自治会を持っているところがあり、区長は市の委嘱事務や自治会全てにまたがる事項について対応している。 このように、区長と自治会長が同一ではない地域もある。 今一番の問題は、区長制度とまちづくり協議会の棲み分けで、現状二重構造になっており、旧態依然として存在している行政委嘱事務制度によって、一般の住民にとっても受け入れにくい状況になっている。 だからこそ、行政委嘱事務制度の廃止に向けて我々は取り組んできたが、そうはならないと決まった今、まちづくり協議会への区長の関わり方に触れなければ、理解を得て一体的なものにならないのではないか。
委員	相互の情報共有と連携のために、まちづくり協議会の枠組みの中に区長会を入れ込んでパートナーシップを組みましようということだろうが、そこで「地域コミュニティ」の言葉の定義に区長や行

	政区を表記するかどうかの議論になっている。 もし、行政委嘱事務制度が変わらないのならば含めていいだろうということになるし、変わる可能性があるならばそれをふまえる必要がある。
委員	変える必要があるならばその時に条例も変えればいい。 「地域コミュニティ」という言葉では区長は混乱する。「地域コミュニティ」という言葉を行政区と変更すれば、自然と理解が深まるのではないか。
委員	その方が受け入れやすいということだが、実施計画の中にも「地域コミュニティ」という言葉が出てきており、その中ではまちづくり協議会と自治会（行政区）が含まれている状況なので、そのあたりの整理が必要となると思う。
委員	まちづくり協議会の立ち上げの当初は、行政委嘱事務制度がなくなる前提で考えられてきて現在に至るが、そのせいでまちづくり協議会について理解している住民はほとんどいない。現実問題としては、まちづくり協議会からも区長からも色々な依頼がかかってきて、どっちの言うことを聞いたらいいのか、どっちが偉いのかという議論になる。私はまちづくり協議会に5年間関わってきたが、住民から質問を受けた際に答えようがなかった。
委員	前回の会議でも、まちづくり協議会を知っている住民がほとんどいなかったということが上がっていた。実際にまちづくり協議会が様々な事業を展開しているにも関わらず理解が進まないのは、区長制度のもとで実施されているものと誤解されているからで、ここが問題となっている。 我々は、行政委嘱事務制度を廃止する方向でこれまで努力してきたが、そうならないと決まったのならば、その経過を条例の中でうたうべきではないか。
委員	行政委嘱事務制度を残すということだが、そのまま残すということなのか、見直しを図った上で残すということなのか。
事務局	見直した上で残すという方向。行政内部の委嘱事務のあり方をふまえて整理し、必要最低限の業務を区長に委嘱するよう考えている。
委員	「地域コミュニティ」という言葉を行政区という言葉に変換するならば、行政委嘱事務制度を推進するようにとらえられかねない。 ただし、「地域コミュニティ」という言葉を使うと仮定して、今後行政区の役割が変わってくる・変わらないといけないというニュアンスを含めて、行政区という言葉条例の中に入れるのではなく、解説文で説明するということは委員会の意見として考えられると思う。

委員	本心を言うのならば、行政区・行政委嘱事務制度は廃止すべきだと思っている。 しかし、まちづくり協議会が始まって5年ほど経過し、実際にまちづくりが進んでいる一方で、行政委嘱事務制度が廃止されないと決まった以上は、まちづくり協議会との折り合いをつけなければ、まちづくり協議会が減びてしまう。 しかし、「地域コミュニティ」という言葉では、区長達にはどういう役割があるか明確に理解できない。 行政側がどうしても行政区や区長という言葉を使いたくないのならば、自治会という言葉に統一してカッコ書きで（行政区）などと表記してはどうか。
委員	協働のまちづくり協議会を立ち上げていく中で、当初は行政委嘱事務制度を廃止する方向で進めていたにもかかわらず、方向転換を決めたのは小郡市なので、事務局が区長の位置づけを含めて条例案を提案する必要がある。
委員	事務局としては、廃止を目指していたものの、そうはならなかったために、区長達に積極的にまちづくり協議会に協力してくださいと言いたい。 しかし、中にはなぜ今さらまちづくり協議会に協力しなければいけないのかと思っている区長もいる。もともとは区長の負担軽減が目的だったにも関わらず、かえって負担になっているという不満もでている。 さらに、住民からは、まちづくり協議会は何をやっているのかという声も聞こえてくる。 また、区長とまちづくり協議会の会長どちらが偉いかという話につながるが、手当の問題がある。区長はある程度の報酬を得ているにもかかわらず、まちづくりの役員はほぼタダ働きをしている。最近になって私の校区は報酬がでるようになったが、年間3万円程度で、区長と比較した場合、住民からは明らかに区長の方が重要だと捉えられる。このことについては、根が深くすぐには解決できない。
委員	条例を作ることになったために行政委嘱事務制度とまちづくり協議会の関係性の議論になっている。 太宰府市の場合は、時間がかかっているが、協議会を作ることによって各種団体が話し合い、地域課題を解決するための力が生まれてきている。しかし、このことは時間がたたないと評価ができないので、条例をつくらずに行政区長を残しながら、協議会という枠組みだけを作って予定調和的に進めているのが現状。 当面は変わらないとしても、今後も小郡市は今のまま行政区長制度を維持していくのか。
事務局	変革は考えている。

委員	前回の会議で、前文でまちづくりを進めていくことで生まれる効果についてうたうべきだという意見を述べたが、現在の「住みやすさ」や「暮らしやすさ」というような表記では不十分だと思う。ここには、枠組みや機構の整理を含めて、協働のまちづくりが進むことによって暮らしがどのように変わっていくのか表記されないといけない。
委員	まちづくり協議会を作って動き出している中で、行政区のみなさんと協力して進めていくということを具体的に表記する方がいいということになる。 それは、市の覚悟を表記することになり、他市の条例でもあまり見ないが、市として行政委嘱事務制度を残すということに決めたならば、覚悟を決めて表記すべきという考え方になる。
委員	行政区・自治会については、「地域コミュニティ」という言葉ではなく、「地域活動団体」として定義した方が市民にとってはわかりやすいのではないかな。 また、前文には思い切って、こういう形でまちづくりを進めてきたが、新しくまちづくり協議会を設立し、みんなで地域自治を確立し、暮らしやすい小郡市を作っていこうという表記する方がいいのではないかな。
委員	私も、「地域コミュニティ」と漠然と表記されるよりも、「地域活動団体」という言葉にして、その中にはっきりと行政区・自治会を定義した方が後の条文にも生きてくと思う。 また、前文には今後のまちづくり協議会の役割を含めて未来像を描けるような表記が必要だと思う。
委員	前文には、実施計画に「各小学校区を単位として、自治会（行政区）や各種団体等のみなさんを主体とした「まちづくり組織」を設置し、一人ひとりの人権を尊重しながら、具体的なまちづくり活動に取り組んでいきます。」と記載されているように、具体的な名称を含めて表記する方がわかりやすいと思う。
委員	「地域コミュニティ」を「地域活動団体」に読み換え、その言葉の中に自治会（行政区など）を定義したとして、関係する条文を読んでみると、あまり違和感はないことが見えてきた。
委員	「地域コミュニティ」という言葉を条文の中で見てみると、わかりにくいところがあるので、「地域活動団体」という言葉に自治会（行政区など）と定義するほうが、素直に理解できると思う。
委員	ただし、18条に関しては、この表記だと今は自治会（行政区など）に対して何の支援の検討もしていないように捉えられる。 また、既に支援をしているのだから、わざわざ表記するのめんどいと思う。 そして、委員会の意見としては、行政委嘱事務制度が残ること

	をふまえて、「地域コミュニティ」という言葉を地域活動団体に して、できれば自治会・行政区などという表記を加えて、前文にも その旨がわかるようはつきりと表記したほうがいいのではないか という点が上がっている。
事務局	委員会の意見を受けて、調整を図りたいと思う。
委員	一般の市民からすると、行政区という表現ならば形として感じ られる。「地域コミュニティ」という言葉ならつかみどころがな い。
委員	今の流れで行くならば、説明の仕方によっては、「地域活動団 体」はまちづくり協議会を動かす大きな歯車の一つだということ を伝えられるかもしれない。
委員	私は、去年自治会の役員をする中で、区長の業務がまちづくり 協議会に移行されていくという話を聞いていたので、行政委嘱事 務制度が廃止されると思っていたが、なくならないのならば、こ の条例の意味がないように感じた。それが前提にあるので、条例 文の中に行政区や区長という表現がでないのだろうと受け取っ ていた。
事務局	もともとまちづくり協議会を立ち上げる前提に、区長にはそれ ぞれの行政区の政は継続して行ってもらうものとしつつ、地域課 題の解決にむけて地域が主体的に取り組むためには、行政委嘱事 務制度を廃止すべきという考えを持って進めてきたものの、現在 の状況になっている。
委員	戦後から長らく区長達がそれなりのステータスを持ちながら努 めてきた自負もあるため、簡単に意識改革はできない。他市の状 況を見ても、福岡市のように一気に制度を変えてしまうか、徐々 に進めていくか二通りしかない。 前文にこれまでの経緯をうたい、地域活動団体という言葉に行政 区・自治会を定義することで、行政区・自治会を尊重している ということを示す一方で、まちづくり協議会を作ってまちづくり を進めていくうちに地域活動団体の意識も変わっていくという期 待感はある。 実際には、他市の状況をみると変わってきている。ただし、そ れぞれの地域で特徴と差が出てくるが、主体性をもたせていくこ とでまちづくり協議会がメインになり、区長さんたちが自治会長 的になっていくという予定調和の発想となっている。
委員	これまで市で取り組まれてきた流れを前文でうたうことで、な ぜ今の状況になっているか理解しやすくなると思う。 また、「地域コミュニティ」という表現ではなく、具体的に区長 の関わりがわかるような表現にしたほうがいい。

委員	少なくとも、まちづくり協議会を最初に出して、「地域活動団体」の関わりを整理していけば、まちづくり協議会を運営している人達には説明がつく。 また、行政区の人達についても、これまでの活動が守られる中で、まちづくり協議会の推進につながっていくという理解をすれば、そんなに不都合はないと思う。 今日のこれまでの会議の流れを委員会として提案するので、事務局として見直しを検討してほしい。
事務局	事務局としても、何らか区長については触れるべきだとは考えている。前文の中に含んでいくところで検討したい。
委員	「まちづくり活動」と「協働のまちづくり」と似たような表現があるが、「協働のまちづくり活動」などと統一した方がわかりやすいのではないか。
3. その他	
第4回会議日程決定 平成28年11月2日（水） 13時30分から	
【閉会】	